

転出が決まったら

転出が決まりましたら、以下の手順で手続きをお願いします。

1. 学級担任にご連絡をお願いします。
きょうだい関係がある場合は、それぞれの担任にお伝えください。
2. **新住所が決まりましたら**、小学校事務室へ**印鑑（朱肉を使用するもの）**を持ってお越しください。
※新住所を記入していただきます。
※転入予定の小学校へも連絡を入れてください。
3. 小学校で「転校確認書」をお渡しします。

〈市外への転出〉

- 市外への転居の場合は、早良区役所市民課で「転校確認書」を提出の上、住所変更の手続きを行ってください。
- 区役所で発行される「転出学通知書」を小学校へ提出してください。
- 小学校から「在学証明書（教科書給与証明付）」を発行します。
- 転居先の学校に、転居先の区役所で発行される「転入学通知書」と本校でお渡しする「在学証明書」を提出し、転入手続きを行ってください。

〈市内への転出〉

- 転居先の区役所市民課で「転校確認書」を提出の上、住所変更の手続きを行ってください。
- 区役所で、「転出学通知書」と「転入学通知書」を受け取ります。
- 西新小学校へ「転出学通知書」を提出してください。
- 小学校から「在学証明書（教科書給与証明付）」を発行します。
- 転居先の学校に、区役所で発行された「転入学通知書」と本校でお渡しする「在学証明書」を提出し、転入手続きを行ってください。

4. 教材費の精算を事務室で行ってください。
5. ツイタものの返却もお忘れなく。